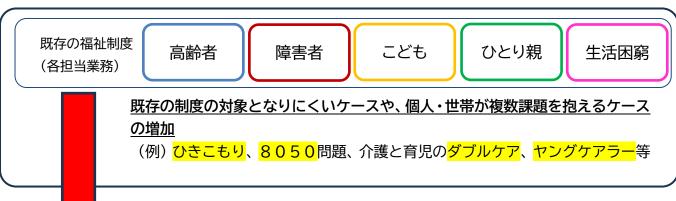
「重層的支援体制整備事業」について

「重層的支援体制整備事業」は、「市町村において、すべての地域住民を対象とする包括的支援の体制整備を行う事業」として、「社会福祉法」に位置づけられています。

(1) 事業の全体像

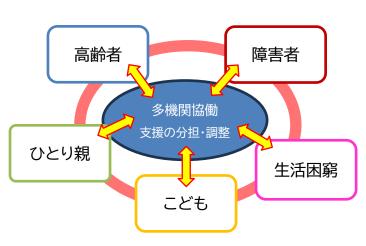
- 地域住民が抱える課題が複雑化・複合化する中、従来の支援体制では課題がある。
- このため、属性を問わない包括的な支援体制の構築を、市町村が、創意工夫をもって円滑 に実施できる仕組みとすることが必要。

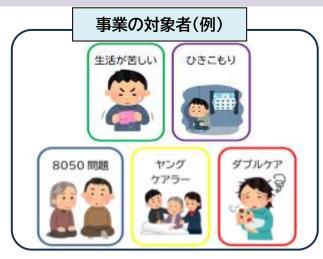


対象者ごと(属性別)の支援体制では、ニーズへの対応が困難

「重層的支援体制整備事業」の創設

○市町村において、すべての地域住民を対象とした、住民の複雑化・複合化した支援ニーズに 対応する包括的な支援体制整備を行う事業





どこに相談すればいいのかわかりにくい、 生活上の様々な困りごと相談を受け付ける

受け付けた相談は様々な関係機関と情報共有し、課題解決に向けたチーム支援を行う

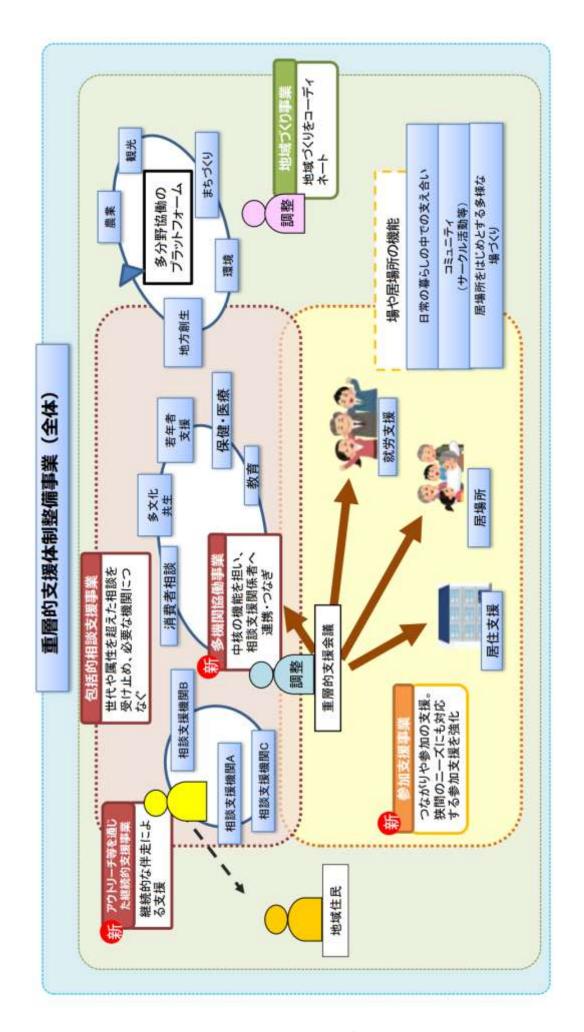
(2) 事業の内容

- 相談者の属性、世代、相談内容に関わらず、<u>「包括的相談支援事業」</u>において包括的に相談を受け止める。受け止めた相談のうち、複雑化・複合化した事例については<u>「多機関協働事業」</u>につなぎ、課題の解きほぐしや関係機関間の役割分担を図り、各支援機関が円滑な連携のもとで支援できるようにする。
- なお、長期にわたりひきこもりの状態にある人など、自ら支援につながることが難しい人の場合には、「<u>アウトリーチ等を通じた継続的支援事業」</u>により、本人との関係性の構築に向けて支援をする。
- 相談者の中で、社会との関係性が希薄化しており、参加に向けた支援が必要な人には、 「参加支援事業」を利用し、本人のニーズと地域資源の間を調整する。
- このほか、「**地域づくり事業」**を通じて住民同士のケア・支え合う関係性を育むほか、他と相まって地域における社会的孤立の発生・深刻化の防止をめざす。
- 以上の<u>各事業が相互に重なり合いながら、市町村全体の体制として本人に寄り添い、伴</u> 走する支援体制を構築していく。

<重層的支援体制整備事業の対象事業>

事業区分	内容
	【介護分野】 地域包括支援センターの運営 (委託:島本町地域包括支援センター)
	【障害分野】障害者相談支援事業 (委託:地域福祉支援センター島本)
包括的相談支援	【子ども分野】利用者支援事業
	(直営:子育て世代包括支援センター→R7年1月から(仮称)こどもすこやかセンター)
	【生活困窮分野】生活困窮者自立相談支援事業 (委託:社協「生活自立相談窓口」)
新参加支援	既存の取組では対応できない狭間のニーズについて、就労支援や見守り等を提供
	【介護分野】 一般介護予防の内、厚生労働大臣が定める事業(通いの場等の事業)
	<u>(いきいき百歳体操)</u>
地域づくりに向	【介護分野】 生活支援体制整備事業 (委託:社協「ささえ愛ネットワーク」)
けた支援	【障害分野】 地域活動支援センター事業
	【子ども分野】 地域子育て支援拠点事業 (委託:各保育施設)
	【生活困窮分野】生活困窮者の共助の基盤づくり事業
新 アウトリーチ	
等を通じた継続	訪問等により継続的に繋がり続ける機能
的支援	
新 多機関協働	 世帯を取り巻く支援関係者全体を調整する機能
<u>事業</u>	に印で払うさへ又及内が日工件で調正する「成化
<u>新</u> 支援プラン	上記(多機関協働事業)と一体的に実施
<u>の作成</u>	
	<u>塗り+下線の()内</u> は、

既存の実施事業所等



(3) 重層的支援体制整備事業による支援の流れ(イメージ)

① 相談(本人・支援者など)

包括的相談支援事業

○○のことで 相談したいの ですが



② 支援プランの作成

多機関協働事業



③ 支援会議の開催、支援方針の決定

多機関協働事業



こちらでは 〇〇の支援 ができます

○○について支援が必 要ではないでしょうか

④ チームで支援

多機関協働事業

参加支援事業

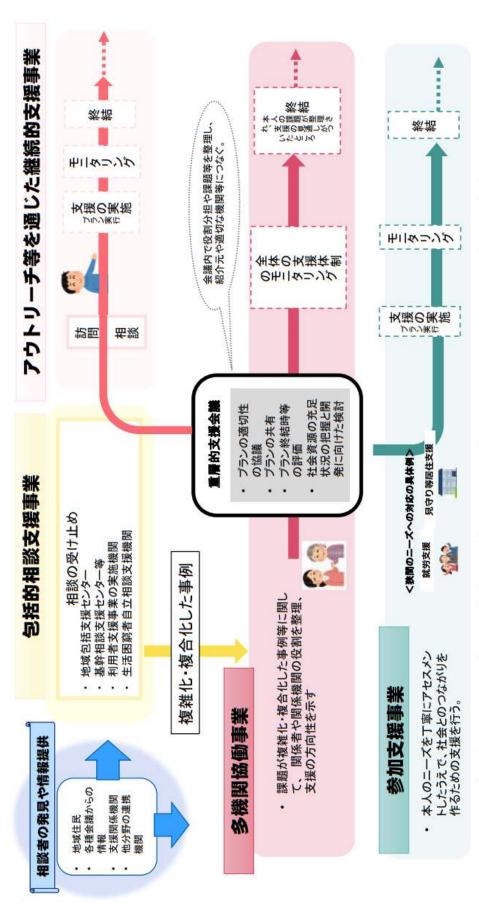
アウトリーチ等を通じた 継続的支援事業



女援フロー(人メージ) 業の 栅 撫 整 的支援体制 圕 刪

- 包括的相談支援事業が受け止めた相談のうち、単独の支援関係機関では対応が難しい複雑化・複合化した事例は多機関協働事業につなぐ。 包括的相談支援事業において包括的に相談を受け止める 相談内容に関わらず、 世代 相談者の属性、 00000
 - 多機関協働事業は、各支援関係機関の役割分担や支援の方向性を定めたプランを作成し重層的支援会議に諮る。
- 重層的支援会議を通じて、関係機関間で支援の方向性にかかる合意形成を図りながら、支援に向けた円滑なネットワークをつくることを目指す





軍層的支援会議で検討した結果、包括的相談支援事業が引き続き主担当として支援すべき案件であるとなった場合には、包括的相談支援事業に戻すこともある。 アウトリーチ等事業は支援の性質上、多機関協働事業が関わる前から支援を開始することもある。

× ×